

相模原市農業委員会第17回会議議事録

開会日時 令和5年7月31日 午後1時30分

閉会日時 令和5年7月31日 午後2時38分

開催場所 市役所第2別館3階 第3委員会室

出席委員 (印)

	青木 齊		志村 佳男		八木 拓美
	齋藤 憲一		阿部 健		菱山 喜章
	加藤 正博		高橋 三行		藤村 達人
	渋谷 久夫		齋藤 孝之		天野 明
	斉藤 嘉之		山口 幸男		加藤 通一
	大塚 優子		大谷 健一		
	小林 康史		西東 邦雄		

出席委員 19名

欠席委員 0名

傍聴人 0名

事務局 前田康行 伊藤和彦 天野修 濱端雄高 鈴木克彦

議事録署名人 議長

議席18番

議席16番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第 2 回農地利用最適化推進委員連絡会報告
3		第 8 回農政運営委員会報告
4	議案第 2 0 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
5	議案第 2 1 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
6	議案第 2 2 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
7	議案第 2 3 号	農用地利用集積計画の決定について
8	報告第 1 8 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
9	報告第 1 9 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
1 0	報告第 2 0 号	農地所有適格法人の報告について
1 1	報告第 2 1 号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
1 2	報告第 2 2 号	非農地証明書の発行について
1 3	報告第 2 3 号	農地造成工事の施工承認について
1 4	報告第 2 4 号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
1 5	報告第 2 5 号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

議長（阿部会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第17回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は19名で、定足数に達しております。

本日の総会の議事録署名委員につきましては、16番菱山喜章委員、18番天野明委員を御指名いたします。よろしく申し上げます。

傍聴希望はないということでございますので、進めさせていただきます。

日程1 会務報告

議長（阿部会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」をいたします。

前田事務局長に報告いたさせます。

事務局（前田事務局長兼次長）

それでは、令和5年6月30日から令和5年7月30日までの主な会務につきまして報告させていただきます。

資料を御覧いただきまして、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

7月19日、農業会議理事会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、臨時総会付議事項ほかでございます。

同日、同所におきまして、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは報告13件となっております。

続きまして、市関係でございます。

6月30日、農業委員会第16回総会を行いまして、農業委員17名に出席いただきました。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

7月12日、第2回農地利用最適化推進委員連絡会を行いまして、農業委員15名、農地利用最適化推進委員14名が出席しております。内容につきましては、地域計画及び目標地図の概要についてほかでございます。

また、同日、神奈川農業委員会女性協議会第12回総会が行われまして、大塚委員が出席しております。内容につきましては、令和4年度活動報告及び歳入歳出決算書の承認についてほかでございます。

7月18日、新規就農者との情報交換会本庁管内分を行いまして、農業委員4名、農地利用最適化推進委員1名が出席しております。内容につきましては、新規就農者との情報交換ほかでございます。

翌日、7月19日、新規就農者との情報交換会津久井管内分を行いまして、農業委員4名が出席しております。内容につきましては、本庁地区同様、新規就農者との情報交換ほかでございます。

7月21日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

裏面を御覧ください。

7月28日、第8回農政運営委員会が行われまして、農政運営委員10名が出席しております。内容につきましては、令和6年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見たたき台案についてほかでございます。

説明は以上でございます。

議長（阿部会長）

会務報告について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。
よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程 2 第 2 回農地利用最適化推進委員連絡会報告

議長（阿部会長）

続いて、日程 2 「第 2 回農地利用最適化推進委員連絡会報告」をいたします。

菱山副会長から報告をお願いします。

会長（菱山副会長）

それでは、7 月 1 2 日に開催されました第 2 回農地利用最適化推進委員連絡会の結果を報告いたします。別途配付されております報告資料を御覧ください。

議題 1 について、3 つの候補地それぞれに地域計画を策定するか質問があり、地域計画は地域全体を対象とするものを一つつくることを想定していて、全市で 1 つの地域計画にすれば地区を越えた農地の貸借ができると考えていること、制度上は全地区で地域計画が必要と考えられるが、まずはモデル地区として 3 地区で目標地図を作成していくとの回答がありました。また、候補地の選定においては、候補地のうち 2 地区は管理団体による管理や状況把握がされているため、モデル地区として進めていくとの説明がありました。

議題 2 について、今回の給付金制度を農業委員会の委員から地域の農業者に周知してもらうよう、農政課から協力依頼がありました。

以上で、第 2 回農地利用最適化推進委員連絡会の報告を終わります。

議長（阿部会長）

ただいまの報告について、何か御発言がございますでしょうか。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で第 2 回農地利用最適化推進委員連絡会報告を終わります。

日程3 第8回農政運営委員会報告

議長（阿部会長）

続いて、日程3「第8回農政運営委員会報告」をいたします。

高橋委員長から報告をお願いします。

委員長（高橋委員）

それでは、報告させていただきます。

7月28日に開催されました第8回農政運営委員会の結果について報告いたします。別途配付されております報告資料を御覧ください。

会議の中での主な意見等ですが、議題1について、学校給食課職員から、給食用食材の納入時間が限られているのは、1つには多くの学校で保管スペースに余裕がない状況があるという意見がありました。

議題4について、農地の多面的な機能として、安らぎを与える面もある。ニホンザルの頭数が減少している地域もあるが、一時的なことなので、引き続き、東京都、山梨県の捕獲方法は今後も有用であるなどという意見がありました。

以上で、第8回農政運営委員会の結果報告を終わります。

議長（阿部会長）

ただいまの報告について、何か御発言がございましたら、お願いします。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で第8回農政運営委員会報告を終わります。

日程4 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程4議案第20号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（天野総括副主幹）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-5から3-9及び3-1007は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和5年7月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号3-5について説明します。東京都町田市相原町に住む譲渡人が所有する農地を、相模原市緑区に住む譲受人が、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。申請地は、大島の畑、2筆、1,533㎡です。今後の作付はタラの芽の栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、市内の経営農地4筆、2,943㎡全て適切に管理されています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が350日、妻が300日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから許可相当と判断しました。

続きまして、收受番号3-6について説明します。相模原市南区に住む譲渡人が所有する農地を、神奈川県座間市に住む譲受人が、親族間で財産整理のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。申請地は、南区麻溝台の畑、1筆、330㎡です。今後の作付は大根、芋類の栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、市内の農地18筆、8,588㎡と市外座間市の農地5筆、1,984㎡、合計23筆、10,572㎡全て適切に管理されています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が300日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響がないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、收受番号3-7について説明します。相模原市緑区に住む譲渡人が所有する農地を、神奈川県愛甲郡愛川町に住む譲受人が、新規参入のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は3ページを御覧ください。申請地は、緑区大島の畑、3筆、1,519㎡です。今後の作付はジャガイモ、里芋の栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が300日、父が200日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周

辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺の地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

補足として、新規就農者につきましては、平成31年3月、県立かながわ農業アカデミーを卒業し、市の新規就農認定を受けております。

続きまして、収受番号3-8について説明します。相模原市緑区に住む譲渡人が所有する農地を、緑区大島に住む譲受人が、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。申請地は、緑区大島の畑、1筆、790㎡です。農作業を行いながら伐根、伐採を行う予定で、農地に復元するのに少々時間がかかりますが、農地に復元後には露地野菜の作付けを計画しております。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件につきましては、市内の経営農地78筆、93,049.4㎡で全て適切に管理されています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が300日、妻が300日、子2人が150日と300日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから許可相当と判断いたしました。

収受番号3-9について説明します。相模原市緑区、横浜市保土ヶ谷区に住む譲渡人が所有する農地を、相模原市中央区に住む譲受人が、新規参入のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。申請地は、緑区大島の畑、1筆、2,783㎡です。今後の作付については、トウモロコシ、ジャガイモ、里芋、インゲン、ハウレンソウの栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が330日、夫が300日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しております。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当としました。

補足としまして、新規就農者ですので、本市の農業委員会令和5年5月に新規就農者として認定いたしております。

本庁分は以上です。

事務局（伊藤所長）

続きまして、収受番号3-1007は、緑区向原に転入した譲受人が、緑区原宿及び座間市に住む譲渡人の所有する農地を、相模原市で営農を開始するため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。申請地は、川尻の畑、2筆、1,913㎡です。今後の作付は、スイートコーン、長ネギ、ジャガイモを予定しています。審査基準につきましては、申請書及び耕作証明書で確認しています。全部効率利用要件については、北杜市農業委員会の耕作証明により、経営農地5,189㎡は適切に管理されていたことを確認しております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が350日、母が300日で要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。

以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

ここで、譲受人について補足説明します。この方は山梨県の北杜市で母親と共に認定農業者として農業経営を行ってききましたが、北杜市では秋から冬にかけての寒い期間が長く、農業従事期間が短いことから、北杜市を離れ、以前に住んでいて土地勘のある旧城山町地区に、今回農地を取得し、営農するものです。なお、一緒に相模原市に転入されます母親は、北杜市では農業委員として活躍されていました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

収受番号3 - 5、3 - 7、3 - 8、3 - 9については、緑区担当、山口幸男委員、お願いいたします。

12番（山口委員）

まず、収受番号3 - 5について御説明申し上げます。こちらの場所は旧城山と旧相模原の境にあるところでして、周りは整備されていますけど、作付されていなかった状態の場所です。その写真にもあるとおり、大分前から温室が建ってしまっていて、花の苗をされるということでしたら、ちょうど、この温室がそのまま使える状況だと思います。現地を確認しましてちょっと気になったのは、この農地は西側の境がちょっと分かりづらいんですよ。草に潜っていたかもしれないけれども、ですから、耕作を開始するに当たっては、そこは注意が必要かと思えます。

続きまして、収受番号3 - 7について御説明申し上げます。こちらは大島小学校のすぐ近くでして、周りの畑は手入れされていますけれども作付されていない状況でした。今回、対象になる畑も、手入れされていますけれども、作付されていない状態ですずっときていました。ただ、見て分かるとおり、草花だけはきれいに咲いていますので、この後、作付さえすれば、相当いい農地として活用できる場所かと思えます。

続きまして、収受番号3 - 8です。こちらは、現状は果樹が植わっている状況でして、現状でも畑としては機能しております。ただ、本人が果樹を扱っていませんし、住居も持っていますので、暇を見て伐採、伐根して普通の畑にするという話は聞いております。現状でも十分手入れはされておりまして、農地としての要件は満足している場所です。

続きまして、収受番号3 - 9ですけれども、こちらはちょっと特殊でして、譲受人と譲渡人はいとこ同志です。実は、この畑は10年以上前から譲受人が耕作しております。譲受人と譲渡人の共通の祖父は、以前、農業委員をやっていた方です。その方から譲受人の御夫婦が耕作を頼まれて、その後ずっと10年以上作付をして、しっかり管理しておりました。この御夫婦が今年の5月に新規就農者として認められましたので、ここで所有権の移転という手続が取られることになったという件です。

私からは以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号3 - 6については、南区担当、志村佳男委員、お願いします。

8番（志村委員）

7月27日に現地確認に行っていました。ここは南清掃工場の焼却炉の北側になりまして、村富線から近いところがございます。周りはほとんど住宅地で、ここは防草

シートが敷いてありまして、これは道路の境ぐらいで、これから耕作されるということなので、特に問題はございませんでした。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号3 - 1007については、城山地区担当、齋藤憲一委員、お願いいたします。

2番（齋藤委員）

7月22日に現地調査しました。申請地は川尻の山谷という地区で、農業の耕作地が非常に多い場所でございます。譲受人は所有権移転で営農する人でございます、私が見に行ったときには、きれいに耕うんして、あしたにもすぐ作付できるような状態でございます。近隣の方にいろいろ話を聞きましたら、早く耕作したい、だから、早く許可を出してあげたらと言いまして、特に所有権移転でやられるということで、問題ないと思いました。御審議のほど、お願いいたします。

以上です。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。

それでは事務局、收受番号3 - 5について、山口委員から、西側の境界が不明のような話がありましたけど、大丈夫ですか。

12番（山口委員）

境界が分かりづらかったという件で、全く分からないわけではないです。入口のところにフェンスがありまして、その境で境界は分かるには分かるんですけども、よくマークがついていますよね、あれがちょっと見当たらなかったの、この先、耕作を始めるときにはちょっと注意が必要だなと、その程度です。

議長（阿部会長）

事務局では、確認ができているのでしょうか。

事務局（天野総括副主幹）

できていると思います。

議長（阿部会長）

事務局から、境界は確認できているということですので。

説明が終わりました。これより質疑に入ります。御発言はございますか。

17番（藤村委員）

收受番号3 - 7と3 - 9について質問ですが、1つは、3 - 7の方は相模原市の新規就農認定者ということですか。

事務局（天野総括副主幹）

そのとおりで、相模原市の認定を受けている方です。3 - 9も同様です。

17番（藤村委員）

新規就農で300日というのは、現在300日やっているから要件を満たしているのか、それとも、これからフルで働きますということなののでしょうか。

事務局（天野総括副主幹）

これから300日耕作する予定です。

17番（藤村委員）

これからフルで農家として働きますよという決意表明があったということですね。はい、分かりました。

以上です。

10番（高橋委員）

北杜市から、こちらに移住してくるという話でよろしいんですかね。そうしたら、北杜市にある農地はどうなってしまふのかなと、ちょっと不思議に思ったものですから、よろしくをお願いします。

事務局（伊藤所長）

北杜市の農地は、売却しました。

以上でございます。

10番（高橋委員）

はい、ありがとうございます。

7番（小林委員）

收受番号3 - 1007について、家があるのですが、そこに住むという理解でよろしいのでしょうか。

事務局（伊藤所長）

もともと酪農をやられていた方が使っていた土地でして、あの建物は牛舎になります。ここは調整区域ですので、開発許可を取って建てている建物ですが、用途が牛舎と限られていますので、本人は最初は物置に使いたいと申しでしたが、そうしますと都市計画法違反になりますのでやめてくださいということで、今後は、取り壊すなり、検討していくと伺っております。

以上です。

7番（小林委員）

分かりました。

10番（高橋委員）

今、都市計画法の話があったではないですか。でも、せっかく建っているものを、新規参入ではないけれども、わざわざ向こうから移ってきてやるわけだから、そういう調整場所というか、そういうところもないんだから、それを何とか助けてやる方法を考えるのも我々の役目かなと考えましたので、ちょっと意見を言わせていただきました。

以上です。

議長（阿部会長）

事務局からありますか。

事務局（伊藤所長）

その件につきましては、我々も邪険にするわけではなくて、親身に相談に乗りました。開発調整課とも調整しましたが、縦割行政で、それぞれの法律に基づいて許可なり認定をしていく上ではやはり駄目ということで、あらゆる法律の中で違反者にするわけにはいきませんので、きちんと正当なところを譲受人に申し伝えました。

以上です。

議長（阿部会長）

事務局からいろいろな話もしながら進めているということでございますが、よろしい

ですか。なかなか、もったいない話ですね。

10番（高橋委員）

よろしくないけど、まあ、いいですよ。しょうがないよな。

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第20号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程4 議案第20号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程5議案第21号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、5ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-1001は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和5年7月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6ページを御覧ください。

收受番号4-1001は、申請人が所有する緑区中野の農地、2筆、1,112㎡のうち374.24㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は7ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、不動産業者からの要望により、既存の駐車場を拡張するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存のコンクリートブロック4段を活用し、隣接地は全て申請者の土地であるため、トラロープで駐車場との境界を明確にします。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原西メディカルセンターの北東約220mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号4-1001については、津久井地区担当、大塚優子委員、お願いいたします。

6番（大塚委員）

7月23日に高城推進委員と見てまいりまして、事務局の説明のとおり、周辺が全部、申請者の土地だったものですから、現在、申請している農地の一部分は、これからつながりに大きな畑をずっと持って、ソーラーをつくったり、野菜をつくったりする畑に隣接していますので、自宅から歩く道みたいになんてなっていて、私もここが畑になっているのを知らなかったんですけれど、今、周りのアパートの駐車場も足りないようなので、そこで不動産業者から言われたというような感じですね。やむを得ないと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）
よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）
それでは、採決させていただきます。
議案第21号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）
挙手全員。
よって日程5議案第21号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 6 議案第 2 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程 6 議案第 2 2 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（天野総括副主幹）

それでは、7 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 2 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号 5 - 6 から 5 - 9 及び 5 - 1 0 1 7 から 1 0 1 9 は、相当とする理由があるので、農地法第 5 条第 3 項において準用する同法第 4 条第 3 項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和 5 年 7 月 3 1 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、8 ページを御覧ください。

收受番号 5 - 6 は、建設業を営んでいる譲受人のアイ・ホップ株式会社が、譲渡人が所有する麻溝台 1 丁目の農地、1 筆、8 7 3 m²の所有権移転を受け、資材置場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は 8 ページを御覧ください。農地区分は第 2 種農地です。申請理由といたしましては、現在、建設業を営んでおり、現在賃借中の置場を返却しなければならないため、新たに資材置場及び駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既設のフェンスを活用する計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は友愛温泉病院の南約 7 0 m です。

続きまして、收受番号 5 - 7 は、譲受人の株式会社永和ハウジングが、譲渡人が所有する麻溝台 7 丁目の農地、1 筆、9 5 8 m²の所有権移転を受け、特定建築条件付売買予定地として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は 9 ページを御覧ください。農地区分は第 3 種農地です。申請理由といたしましては、譲受人である株式会社永和ハウジングが、都市計画法第 3 4 条第 1 1 号の規定に基づき、区域の指定を受け、7 区画の宅地分譲をするための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック積み 1 段から 3 段で土留めする計画です。雨水については、宅地内に浸透施設を設置するほか、L 型側溝を設置し、汚水については公共下水道に接続する計画です。申請地は麻溝台公園の北 4 6 9 m です。

続きまして、收受番号 5 - 8 は、譲受人の株式会社永和ハウジングが、譲渡人が所有する麻溝台 7 丁目の農地、3 筆、8 6 5 m²の所有権移転を受け、特定建築条件付売買予定地として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は 1 0 ページを御覧ください。農地区分は第 3 種農地です。申請理由といたしましては、譲受人である株式会社永和ハウジングが、都市計画法第 3 4 条第 1 1 号の規定に基づき、区域指定を受け、5 区画の宅地分譲をするための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック積み 1 段から 3 段で土留めする計画です。雨水については、宅地内に浸透施

設を設置し、汚水については公共下水道に接続する計画です。申請地は麻溝台公園の北約467mです。

続きまして、收受番号5-9は、譲受人の株式会社美都住販が、譲渡人が所有する双葉1丁目の農地、2筆、1,630㎡の所有権移転を受け、特定建築条件付売買予定地として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は11ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしまして、譲受人である株式会社美都住販が都市計画法第34条第11号の規定に基づき、区域指定を受け、9区画の宅地分譲をするための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック積み2段から4段で土留めする計画です。雨水については宅地内浸透施設を設置し、汚水については公共下水道に接続する計画です。申請地は市立双葉小学校の北東約57mです。

本庁分は以上です。

事務局（伊藤所長）

続きまして、收受番号5-1017は、譲受人が、譲渡人が所有する緑区千木良の農地、1筆、370㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は12ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、譲受人は現在、貸家住宅に住んでおり、手狭なため、新たに自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、周囲にコンクリートブロック1段から2段を設置し、雨水については浸透柵を設置して敷地内浸透し、汚水については公共下水道に接続します。申請地は市立千木良診療所の南西約90mです。

続きまして、收受番号5-1018は、譲受人の相模湖不動産株式会社が、譲渡人の所有する緑区与瀬の農地、1筆、417㎡の所有権移転を受け、宅地造成として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は13ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、譲受人は不動産業を営んでおり、1区画の宅地造成を行い、販売するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリート擁壁高さ1.8mから1mで土留めをし、北側から南側に向けて5段の階段状に整地し、南側も高さ1mの擁壁を設置します。雨水については、土のままによる敷地内浸透の計画です。申請地はJR相模湖駅の北東約50mです。

続きまして、收受番号5-1019は、譲受人が譲渡人の所有する緑区小倉の農地、3筆、441㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は14ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、譲受人はリニア中央新幹線の建設に伴う収用移転により、自己住宅を建築するためです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存コンクリートブロック5段積み及び新たにコンクリートブロック2段から3段を設置し、雨水については浸透柵を設置し、敷地内浸透とし、汚水については合併浄化槽を設置し、吸い込み槽により処理します。申請地は市立小倉プールの南約500mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5 - 6から5 - 9については、南区担当、志村佳男委員、お願いします。

8番（志村委員）

まず、收受番号5 - 6ですけど、この場所は北里大学病院の北側になります。村富線沿いでして、7月24日に確認に行ったんですけど、今、大きな木がありますが、これをちょうど伐根している最中でした。もうほとんどきれいになっていまして、特に問題はないと思います。

以上です。

続きまして、收受番号5 - 7、麻溝台7丁目となります。この場所も、以前はきれいに耕作されて、とてもいい農地だったんですけども、やむを得ないと思います。特に問題はございませんでした。

続きまして、收受番号5 - 8、麻溝台7丁目の場所です。ここの場所もきれいに耕作されていて、本来でしたら優良農地ということですけども、特に問題はなかったと思います。

続きまして、收受番号5 - 9となります。双葉1丁目の場所です。大沼ゴルフクラブの反対側になりますね。この区画は以前も転用許可が出まして、この一画、ほとんどこの場所で全て建売になってしまったということです。特に問題はございませんでした。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5 - 1017、1018については、相模湖地区担当、青木齊委員、お願いします。

1番（青木委員）

24日に推進委員の岸さんと現地を確認いたしました。ここのところは5月頃まではきれいに作物も植わっておりまして、きれいになっている畑でした。境界線もきちんとなっておりまして、別に問題ないと思います。

收受番号5 - 1018ですけど、雑草がぼうぼうになっておりまして、今、防草シートが貼ってありますので、ここは大丈夫だと思います。境界線もきれいになっていますし、いいんですけども、反対側のほうです。草ぼうぼうになっていまして、境界線も分からないし、岸さんとも、あれでは見れない、分からないねと。上と下がきちんと境界線が入っているから、上と下を結べばきちんとなるのではないかなというような解釈をいたしました。

それと、反対側の西側は農地ですか。私、記憶があるのは、ここのところ、五、六年前に申請に出たことがあるんですよ。以前見に行ったときに、農地かわからない状況でして、そのうち家が建ってしまったんです。反対側のほうですけども、土も入っているし、農地でしたら埋めることはできないですよ。それもスケールも入っておりますし、平らになっておりました。ガードレールと同じ高さのところまで土が入っています。今回申請のところは農地となっておりますので、これから土を入れれば平らになるんですけど、反対側のほうをほっといていいものか、1つ疑問に思いました。農地でしたら、我々が駄目ですよと言わなければいけないですよ。こちらが売れば、反対側も、多

分、申請が出ると思います。申請が出たときに、このままでは土が入っていますから、そのまま、いいですよということで申請の許可になるか、それが一つ問題がありますね。要はもう土が入っているから、申請すれば、そのまま、農地としてきれいにして申請するのか、このままで申請ができるのか、そこだけは確認したいと思いました。

以上です。

議長（阿部会長）

ありがとうございます。

青木委員から出ました隣接地の土盛りのところ、どういう扱いになるかということは、本件議案の中から外れますので、後ほど全協の中で事務局からお話しさせます。

続きまして、收受番号5 - 1019について、城山地区担当、斉藤嘉之委員、お願いします。

5番（斉藤委員）

7月22日、推進委員の落合さんと2人で現地に行ってみたんですけども、今、写真で見ているよりも、ずっときれいになっていました。測量が入って、角々に10か所、くいが打ってありました。問題ないのではないかと思います。

以上、報告は終わりです。御審議よろしくお願いいいたします。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第22号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程6議案第22号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第23号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程7議案第23号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、11ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第23号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号5-1013は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和5年7月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、12ページを御覧ください。

整理番号5-1013は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は15ページを御覧ください。契約期間は5年5か月、件数は1件、1筆で、面積は1,555㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第23号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程7議案第23号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 8 報告第 18 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程 9 報告第 19 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

日程 10 報告第 20 号 農地所有適格法人の報告について

日程 11 報告第 21 号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について

日程 12 報告第 22 号 非農地証明書の発行について

日程 13 報告第 23 号 農地造成工事の施工承認について

日程 14 報告第 24 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程 15 報告第 25 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議長（阿部会長）

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員から質疑のあった案件のみといたします。

初めに、事務局から補足説明はありますか。

事務局（天野総括副主幹）

特にありません。

議長（阿部会長）

事務局から、特段の補足説明はないとのことですが、皆様方から御発言はございますか。

17番（藤村委員）

幾つかあるんですが、まず最初は報告第 21 号、Gitobi さんって、どういう方でしょうか。サツマイモがうまくいかないというのも聞いたことがない事例ですが。

事務局（伊藤所長）

こちらの法人ですけれども、主に梨、桃、ブドウなどの果樹をメインで行っている企業でございます、そちらの枝の剪定とか受粉とかに時間を取られて、サツマイモの植付けの時期を逃してしまったのかということで、実は今回に限らず、ここ数年、同じような作業ミスを行っている報告となっておりますので、時期的にメインの作業が忙しくて、こちらができないのかなと事務局としては認識しております。

以上です。

17番（藤村委員）

果樹側は何かやっているということが書いてあるんですね、分かりました。

もう一つは、報告第24号の1001番について、5反相続して、この方は農業をやられるんですか。あっせんの有無が無と書いてあるんですが、何か情報があるでしょうか。

事務局（伊藤所長）

まず、相続につきましては届出制になっておりまして、本人がやりますという届出を出してくるだけですが、実際、本人がこの届出を持ってくることは、ほぼないです。相続の申告等については相続税で10か月以内と定められている関係で、取りあえずは相続しましょうということで、皆さん、相続と申告をされて、そのときに農地法での届出をされるという方がほとんどです。実際にこの届出をされるときには、取りあえずは自分で管理しますという届出をされますが、それからまた数か月後ぐらいたって、誰か借りてくれないかなという相談を受けるのが実際の事務上の取扱いとなっております。ですので、この方がそのまま耕作を続けていただけるのであれば問題ないでしょうし、今後どのようにしてくるかは、また相談があれば、事務局としては親身に受けるつもりです。

以上です。

17番（藤村委員）

分かりました。

2番（齋藤委員）

ちょっと教えてほしいんですけど、報告第20号の株式会社グリーンガーラについて、経営面積が畑で0.1ヘクタール、括弧して1.3ヘクタールと書いてあるんですけど、この1.3というのは、どこかほかのところの分を言っているんですかね。

事務局（伊藤所長）

この企業は、主としているところが八王子市でありまして、八王子で1.3ヘクタールを耕作している。相模原市においては0.1ヘクタールの面積ということになっております。

2番（齋藤委員）

ということは、売上高とか何か記載されているのは、八王子の1.3ヘクタールもひっくるめた話ですね。

事務局（伊藤所長）

そうです。

2番（齋藤委員）

はい、分かりました。

17番（藤村委員）

報告第23号の農地造成、これも報告で適切にやられるらしい感じですけど、サツマイモを耕作するのに適した造成というのもよく分からないので、見守ったほうがいいような気はするんですが、いかがでしょうか。

事務局（天野総括副主幹）

造成中も途中で検査とか、完了して検査もしますし、最終的に作付の確認をするようにしていきます。

17番（藤村委員）

はい、ありがとうございます。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

よろしいですね。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で日程8報告第18号から日程15報告第25号を終わります。

以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第18回総会は、令和5年8月31日木曜日午後1時30分から開催する予定です。開催場所は産業会館3階大研修室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第17回総会を終了いたします。